平成２０年（フ）第４００号
長野県安曇野市穂高有明1713番地６
破産者　有限会社精進建設
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所松本支部

平成２２年（フ）第２８４７号
名古屋市西区中小田井４丁目20番地２
破産者　有限会社チセイカン
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３０５５号
愛知県春日井市高蔵寺町北４丁目１番地の15　高蔵寺ファーストビル内
破産者　有限会社ファーストコーポレーション
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第３２２９号
愛知県愛知郡長久手町井堀513番地
破産者　有限会社トウメイシーリング
１　決定年月日　平成23年２月22日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２２年（フ）第２３３号
埼玉県川越市大字小堤529番地５
破産者　有限会社エスワイ特殊印刷
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第３４１号
千葉県成田市加良部５丁目４番地　２棟207号
破産者　大堀　　進
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２２年（フ）第４８３４号
東京都北区志茂２丁目21番２号
破産者　株式会社ＣＴＣコーポレーション
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２９６号
神奈川県川崎市多摩区宿河原２丁目44番40号
破産者　コスモインターナショナル株式会社
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９２９７号
東京都品川区上大崎３丁目３－６－401、住民票上の住所東京都品川区上大崎３丁目３－６－301
破産者　森　　響
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１１１７１号
東京都中央区銀座７丁目10番18号秀芳ビル９階
破産者　ガラードジャパン株式会社
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１７９８６号
東京都江戸川区北小岩５丁目３－６－203
破産者　藏並　季代
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第２６８４号
横浜市港北区北新横浜２丁目５番13号
破産者　株式会社リビング・ポーズ
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第３２３８号
横浜市旭区今宿東町693番地の１
破産者　有限会社ブルースターコーポレーション
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第２６７号
神奈川県横須賀市久里浜４丁目13番17号
破産者　有限会社やはた舟
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２０年（フ）第３０号
長野県千曲市大字内川字中川原581番地１
破産者　笠原建設株式会社
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第２号
最後の住所長野県上田市保野710　老人保健施設チェリーガーデン、住民票上の住所長野県上田市常田２丁目６番11号
破産者　亡小林義一相続財産（開始決定時の氏名小林義一）
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第８号
長野県上田市上田原1210番地21
破産者　株式会社セレス農学ジャパン
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
長野地方裁判所上田支部

平成２２年（フ）第１４０号
岐阜県土岐市下石町906番地の３
破産者　加藤　哲浩
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１８１号
岐阜県恵那市上矢作町下683番地　市営平岩住宅Ｅ号
破産者　永井　克明
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１９０号
岐阜県恵那市長島町正家後田1067番地の56
破産者　有限会社田口工業
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２２年（フ）第１９１号
岐阜県中津川市茄子川2007番地の916
破産者　田口　和雄
１　決定年月日　平成23年２月23日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部